

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び治水設備の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を越える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・崩壊等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊する家屋は直柱基礎の標準的な構造を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない状態での氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主 兵庫県
(2) 公表年月日 令和元年5月31日
(3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加屋川、加屋川取水路、新川、長谷川、大野川、小野川、能下川、柳川、高田川、安楽川、栗ヶ原川、鞍馬川、大富川、穂谷川、杉尾川、カチノ川、岩木川、細野川、秋里川、大目山川、藤山川、長谷川、大池川、新井川、須賀川、山田川、江川、西河内川(佐用川支川)、淀川、未包川、金道川、長谷川(佐用川支川)、尾川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、滝谷川、大下り川、笠谷川、角尾川、本郷川、鎌倉川、藤ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二谷川、中下川、大谷川、若井谷川、笠谷川、大野川(志文川支川)、西山川、若野川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表範囲:西播磨県民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川
(5) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市
(6) その他の計算条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1m単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため微地形による影響が表れていない場合があります。

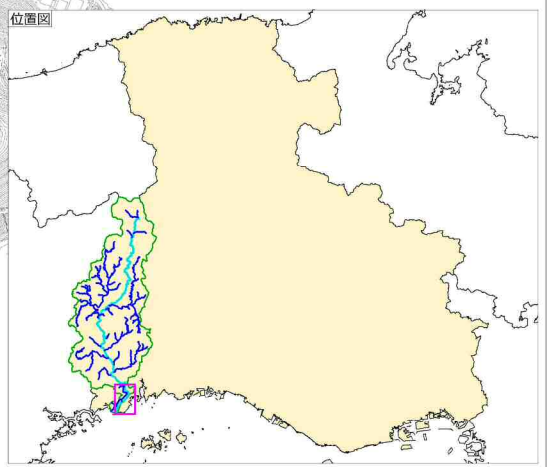
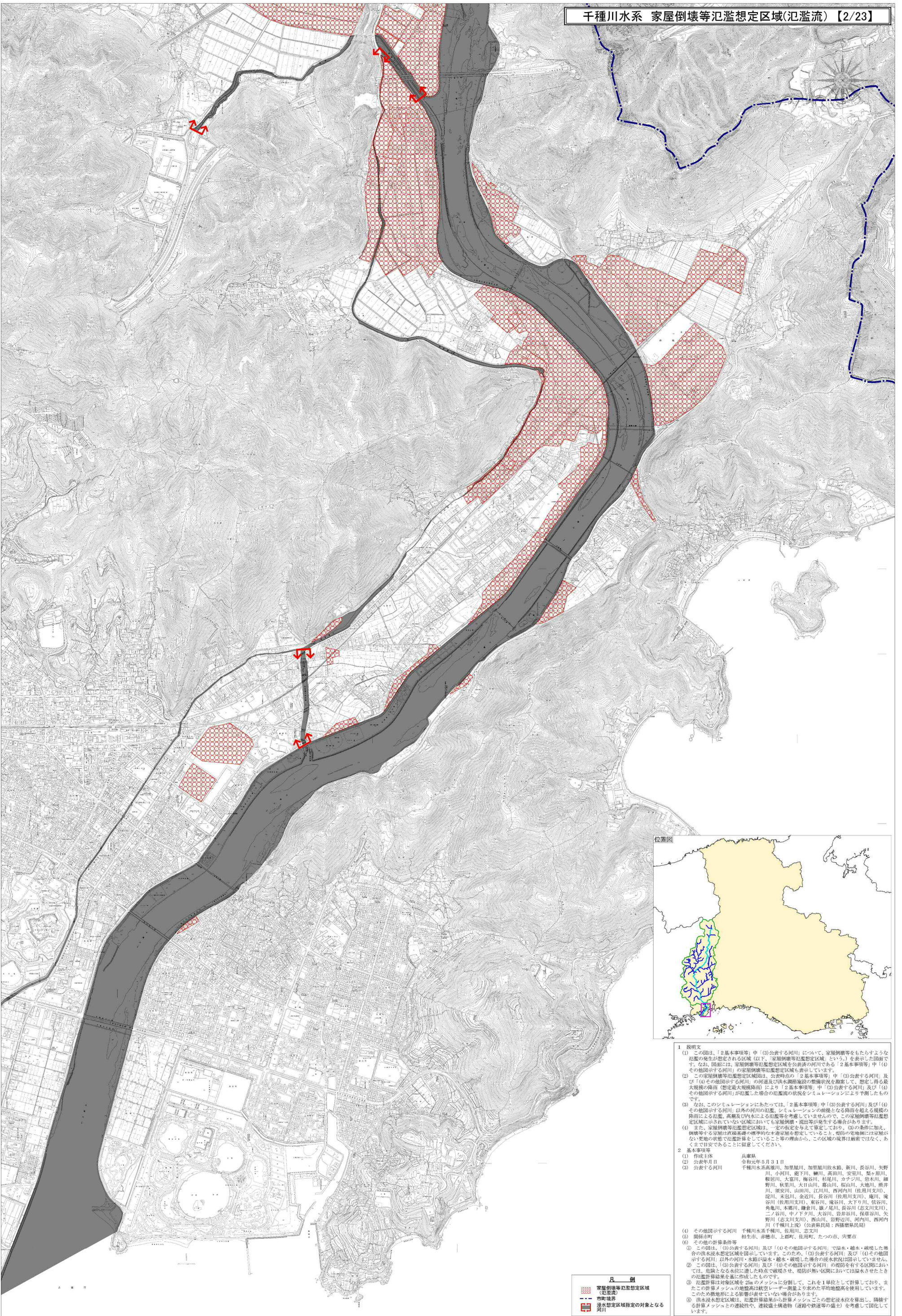
④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続堤上構造物(道路橋や鉄道の橋)を考慮して図示しています。

凡 例

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

市街地

洪水浸水想定区域指定の対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生を想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公開時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は基礎基礎の標準的な基礎構造を想定していること、堤防の宅地には家屋がなくまた目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加東川、加東川取水橋、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、瀬川、高田川、安室川、梨ヶ原川、豊田川、大富川、梅谷川、杉尾川、カチシ川、岩木川、細野川、秋葉川、大日山川、郡山川、郡山川、大地川、熊井川、新安川、山田川、江川、西河川(佐用川支川)、淀川、未包川、金沢川、長谷川(佐用川支川)、庵川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、滝谷川、大下り川、笠谷川、角池川、本郷川、鎌谷川、鎌ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、佐井谷川、保原谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表県民局：西播磨県民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川
 (5) 稲生町 稲生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市
 (6) その他の計算条件等
 この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・樹木・破堤した場合の洪水浸水想定区域を算定しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が洪水・樹木・破堤した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の範囲を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区域においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

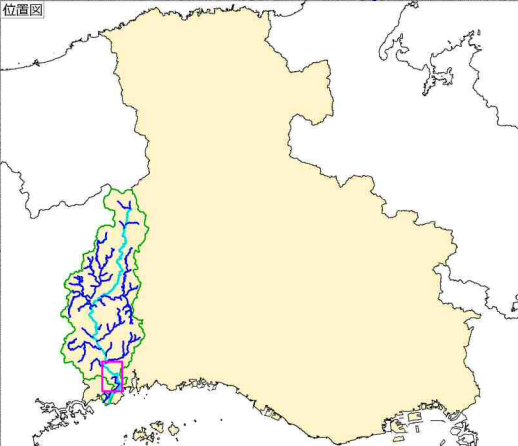
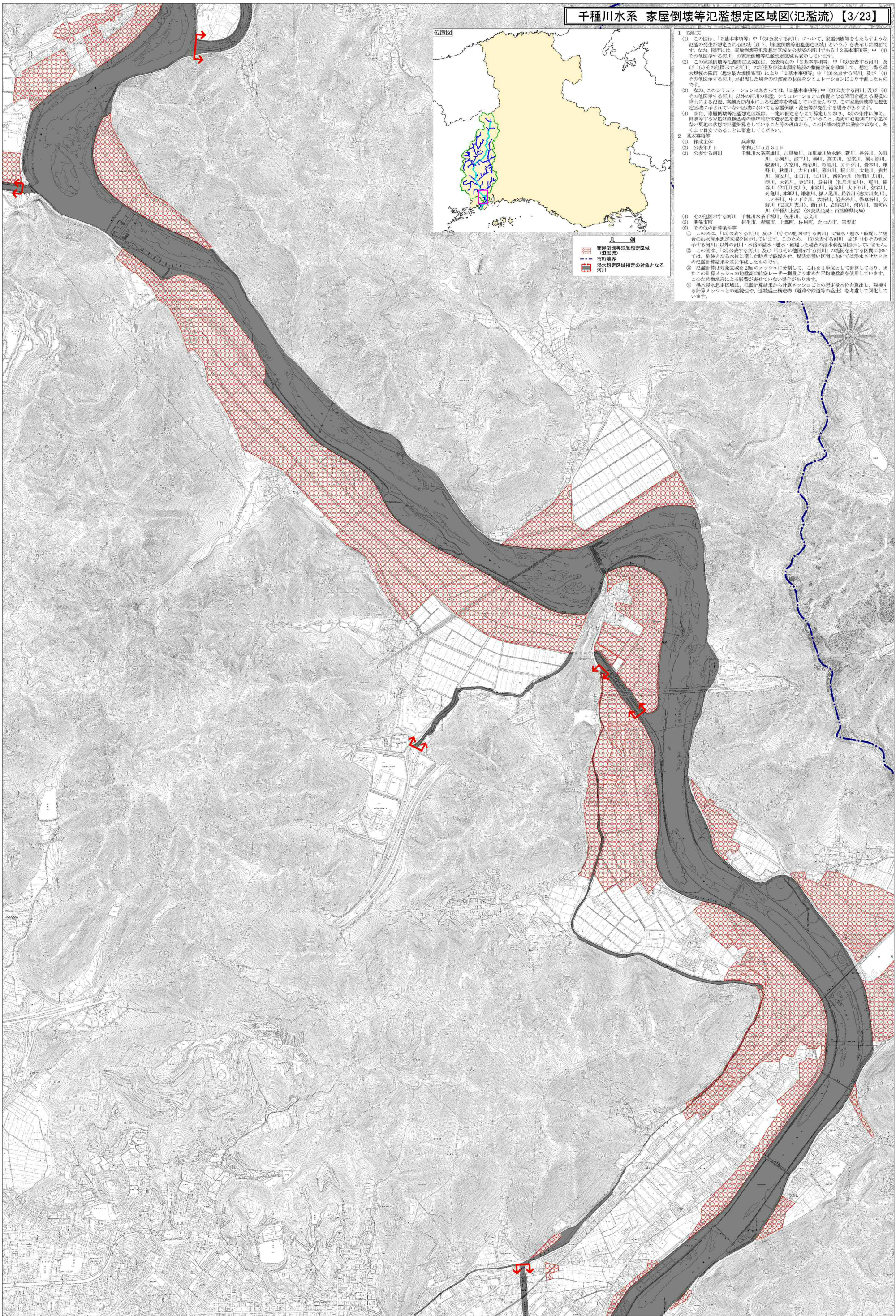
④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続堤土構造物(道路や鉄道等の壁)を考慮して図示しています。

凡 例

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

市町境界

洪水浸水想定区域指定の対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を想定する規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を身えて算定しており、「(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は基礎基礎の構造的な水害を想定していること、現地の宅地側には家屋がない荒地の状態での氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であること」に留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 (3) 公表する河川 千種川水系高尾川、加里屋川、加里屋川放水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、柳川、高田川、安室川、梨ヶ原川、藤谷川、大富川、橋谷川、杉尾川、カチノ川、岩木川、榎野川、秋里川、大谷山川、豊山川、松山川、大池川、新井川、新安川、山田川、江川川、西内川(佐用川支川)、淀川、未田川、金谷川、長谷川(佐用川支川)、庵川、庵谷川(佐用川支川)、東谷川、庵谷川、太下川、笠谷川、新池川、本郷川、鎌倉川、地ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、保良谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野川、河内川、西内川(千種川上流)(公表範囲:西播磨県民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川
 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市

(5) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市

(6) その他の計算条件等

(1) この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・越水・滞水・滞りした場合は洪水想定区域を明示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が洪水・越水・滞りした場合の洪水状況は図示していません。

(2) この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防の有無に関する区間においては、氾濫となる水位に達した時点で堤防を破綻させ、堤防が破れた区間については洪水想定区域の氾濫計算結果を基に作成したものです。

(3) 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

(4) 洪水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図示しています。

凡 例

家屋倒壊等氾濫想定区域
 氾濫流
 市町境界
 洪水想定区域指定の対象となる河川